

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の災害発生防止を考慮し、必要な施設の新設、改良復旧、耐震化、不燃化等について配慮した計画を樹立し、早期の復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- 1 町本部長（各班）及び施設管理者等は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- 2 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - （1）現状回復を基本としつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
 - （2）被災施設の重要度、被災状況を勘案し、緊急事業を定めて計画的な復旧を図る。
 - （3）事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑に事業を推進する。
 - （4）環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施する。
 - （5）事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図る。
 - （6）事業の実施に当たっては、暴力団排除の徹底に努めること。この場合、県警察本部長は暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行う。
- 3 公共施設等の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。
 - （1）公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - エ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ケ 漁港関係公共土木施設災害復旧事業計画
 - コ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
 - （2）農林水産業施設災害復旧事業計画
 - （3）上水道施設災害復旧事業計画
 - （4）社会福祉施設災害復旧事業計画
 - （5）公立学校施設災害復旧事業計画
 - （6）公営住宅災害復旧事業計画
 - （7）公立医療施設災害復旧事業計画
 - （8）都市施設災害復旧事業計画
 - （9）その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定

- 1 町本部長（各班）は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町において被害の状況を速やかに調査、把握し、早急に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。
- 2 町本部長（統括・対策班）は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- 3 町本部長（各班）は、県が実施する調査等に協力する。

第4 緊急災害査定促進

町本部長（各班）は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

町本部長（各班）は、調査を円滑に行うため、経験のある職員や関係団体等の協力を得るほか、ビデオカメラ、GPS付きタブレット、ドローンによる空中撮影等の活用を検討する。

第5 緊急融資等の確保

- 1 町本部長（財政班）は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために、国庫補助金の申請、地方債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、早期の事業実施が図られるようにするものとする。
- 2 町本部長（財政班）において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図るものとする。

（1）国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に係る法令等は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- サ 生活保護法
- シ 児童福祉法
- ス 身体障害者福祉法

- セ 知的障害者福祉法
- ソ 障害者総合支援法
- タ 売春防止法
- チ 老人福祉法
- ツ 水道法
- テ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成 24 年 1 月 27 日厚生労働省事務次官通知）
- ト 下水道法
- ナ 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- ニ 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- ヌ と畜場災害復旧費補助金交付要綱
- ネ 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
- ノ 社会福祉施設等復旧費事務取扱要領

(2) 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

- ア 補助災害復旧事業債
- イ 単独災害復旧事業債
- ウ 公営企業等災害復旧事業債
- エ 火災復旧事業債
- オ 小災害債
- カ 歳入欠かん債

(3) 交付税

地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- ア 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- イ 普通交付税の繰上交付措置
- ウ 特別交付税による措置

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた住民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活安定

1 生活相談

町本部長（町民生活班）及び関係機関は、被災者、住民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問合せ、要望等に的確・迅速に対応するため、次の措置を講じる。

- (1) 被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。
- (2) 解決が困難なものは、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかに対応する。
- (3) 県、防災関係機関と連携を密にし、相談体制を築く。
- (4) 国際交流関係団体の協力を得て、外国人に対する相談体制を築く。

2 被災者台帳の作成

町本部長（本部支援室）は、必要に応じて、被災者支援台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

なお、システムの入力等を円滑行うため、あらかじめ職員への操作研修を行っておく。

3 罹災証明書の交付

- (1) 町本部長（町民生活班）は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者支援台帳システムを活用し、発災後遅滞なく、被災者に罹災証明書（【巻末】様式1 参照）を交付する。

この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続等についての広報に努める。

- (2) 町本部長（統括・対策班、税務班）は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害調査や罹災証明書交付の担当部署を定め、住宅被害の調査や被災者支援台帳システム利用の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定締結、応援の受け入れ体制の構築を計画的に進める等罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時は岩手県市町村相互応援協定等を活用し（第3章「第9節 県・市町村等応援協力計画」参照）、他の自治体等へ被害家屋調査員の派遣等を要請する。

- (3) 町本部長（統括・対策班、税務班、町民生活班）は、住宅被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (4) 町本部長（税務班）は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

- (5) 罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。

なお、家屋以外のものが被災した場合において必要があるときは、町が行う被災届出証明（【巻末】様式2 参照）で対応する。

- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
- イ 流失、床上浸水、床下浸水
- ウ 火災による全焼、半焼

- (6) 被害状況判定の基準

本編・第3章・第4節・第3・3参照

- (7) 罹災証明書の発行

- ア 罹災証明書の申請は、町民課に相談窓口を設置して一括して対応し、証明事項に係る町関係部署を紹介する。
- イ 罹災証明書は、被災家屋等の所有者、管理者及び占有者並びに特に必要と認める者の申請に基づき、町長又は消防署長が発行する。

4 災害弔慰金等の支給

町本部長（福祉班）は、災害弔慰金の支給等に関する法律、条例及び岩泉町災害見舞金交付内規に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害見舞金を支給する。

【巻末】別表1「災害弔慰金等の概要」

5 被災者生活再建支援制度の活用

- (1) 町本部長（福祉班）は、災害によりその居住する住宅等の被害を受けた世帯に対して被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を行う。
- (2) 町本部長（福祉班）は、申請を迅速かつ的確に処理するための体制の整備等を図る。
- (3) 町本部長（福祉班）は、申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務については県が実施主体となり、被災者生活再建支援法人に指定された（財）都道府県会館に委託して実施する。
- (4) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる被害の程度は次のとおりである。
 - ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生したとき
 - イ 町において10世帯以上の住宅が全壊したとき
 - ウ 県において100世帯以上の住宅が全壊したとき
 - エ ア又はイを含む県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生したとき
 - オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生したとき
- (5) 支援金の支給対象
支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯とする。
 - ア 住宅が「全壊」した世帯
 - イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯
 - エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (6) 支給金の支給

支援金の支給額は、【巻末】別表2「被災者生活再建支援金の概要」のとおりである。

(7) 支援金の申請から支給まで

① 住宅の被害の程度を確認する	② 住民票を取得する	③ 申請書を作成する
④ 必要書類を用意する	⑤ 役場に申請する	⑥ 支援金の支給を受ける

(8) 支援金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

6 住宅資金等の貸付け

町本部長（福祉班）は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。また、住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。

【巻末】別表3「災害復興住宅資金の概要」

【巻末】別表4「生活福祉資金の概要」

【巻末】別表5「災害援護資金の概要」

7 住宅の再建

災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。

町本部長（建設班）及び県は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

8 租税の徴収猶予及び減免等

町本部長（税務班、町民生活班）は、災害のため町税、介護保険料等を納付できない被災者に対し、地方税法、国民健康保険法、介護保険法等に基づく特例措置（納付期限の延長、徴収の猶予・減免等）を講ずる。

第3 農林漁業者への融資

県及び町本部長（農業班、林業水産班）は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため次の措置を講ずるものとする。

- 1 農業協同組合等が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災融資法による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- 3 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営資金、収入補てん資金の融資のあつせん
- 4 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- 5 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請

第4 中小企業への融資

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早急に経営の安定が図られるよう、次の措置を講じる。

- 1 政府系中小企業金融機関（株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請
- 2 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請
- 3 被災した中小企業者の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請
- 4 金融機関に対する被害状況に応じた貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別取扱の要請
- 5 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
- 6 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
町本部長（商工班）及び中小企業関係団体と連携した災害時の特別措置についての中小企業者への広報、相談窓口の設置

第3節 復興計画

第1 基本方針

町は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地区について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、関係機関と連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

1 計画作成組織の設置

町（政策推進課又は復興課）は、学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者等の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

2 計画策定の目標

再度災害の防止により快適な生活を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施することを計画の目標とする。

3 復興計画の作成

町（政策推進課又は復興課）は、次の点に留意して復興計画を策定する。

- (1) 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。
- (4) 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- (5) ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- (6) 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

第3 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項目	事業名
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別な財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 医療施設等災害復旧事業 (14) 堆積土砂排除事業

	<p>ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業</p> <p>イ 市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業</p> <p>(15) 湛水排除事業</p>
2 農林水産業に関する特別の助成	<p>(1) 農地などの災害復旧事業等に係る補助の特別措置</p> <p>(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</p> <p>(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合）</p> <p>(4) 共同利用小型漁船の建造費の補助</p> <p>(5) 森林災害復旧事業に対する補助</p>
3 中小企業に関する特別の助成	<p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p> <p>(2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p>(3) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（政府系金融機関）</p>
4 その他の特別の財政援助及び助成	<p>(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>(3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p> <p>(4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例</p> <p>(5) 水防資材費の補助の特例</p> <p>(6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例</p> <p>(7) 公共土木施設、公共学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する財政援助</p> <p>(8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p> <p>(9) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助</p>

第4 災害記録編さん計画

町（危機管理課）及び防災関係機関は、防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、取りまとめる。